

裁 決 書

東裁(諸)令6第9号

令和6年7月8日

国税不服審判所長 清野 正彦



審査請求人

所在地

名称

代表者

原処分庁

原処分

令和5年4月26日付でされた令和3年3月1日から令和3年3月31日まで、令和3年4月1日から令和3年4月30日まで、令和3年5月1日から令和3年5月31日まで、令和3年6月1日から令和3年6月30日まで、令和3年7月1日から令和3年7月31日まで、令和3年8月1日から令和3年8月31日まで、令和3年12月1日から令和3年12月31日まで、令和4年1月1日から令和4年1月31日まで及び令和4年2月1日から令和4年2月28日までの各課税期間の消費税及び地方消費税の各更正処分並びに過少申告加算税の各賦課決定処分

上記審査請求について、次のとおり裁決する。

主 文

審査請求をいずれも棄却する。

理 由

1 事実

(1) 事案の概要

本件は、審査請求人（以下「請求人」という。）が、輸出物品販売場において非居住者に対して時計等を販売したとしてその売上げを免税とし、また、時計等の仕入れについて仕入税額控除を適用して消費税等の確定申告をしたところ、原処分庁が当該売上げの一部は、非居住者に対する譲渡とは認められないことから免税とはならず、また、請求人の帳簿及び請求書等に記載された仕入先は、真実の相手方であると認められないことから、仕入税額控除を適用することはできないとして、消費税等の更正処分等を行ったのに対し、請求人が原処分の全部の取消しを求めた事案である。

(2) 関係法令

別紙のとおりである。

なお、別紙で定義した略語については、以下、本文においても使用する。

(3) 基礎事実

当審判所の調査及び審理の結果によれば、以下の事実が認められる。

イ 請求人は、古物営業法に基づく古物の売買等を目的とする法人であり、代表取締役は[]（以下「[]」という。）である。

ロ 請求人は、令和3年2月26日、適用開始課税期間を令和3年3月1日から令和4年2月28日までの課税期間として、消費税法第9条（平成28年法律第15号による改正前のもの。以下同じ。）《小規模事業者に係る納税義務の免除》第4項に規定する納税義務の免除の規定の適用を受けないとする旨の「消費税課税事業者選択届出書」を原処分庁に提出した。

ハ 請求人は、令和3年2月26日、適用開始日を令和3年3月1日として、消費税法第19条《課税期間》第1項第4号の2に規定する課税期間を1月ごとの期間に短縮する旨の「消費税課税期間特例選択届出書」を原処分庁に提出した。

ニ 請求人は、原処分庁に対し、所在地を「[]」に所在する事業所について、名称を「[]」とする輸出物品販売場許可申請を行い、令和3年3月3日付で同事業所を消費税法第8条第6項に規定する輸出物品販売場として許可を受けた（以下、当該許可を受けた輸出物品販売場を「本件輸販場」という。）。

ホ 請求人は、別表1の「名義人氏名」欄に記載された11名（以下「本件各名義人」

という。また、本件各名義人のうち、[REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED]及び[REDACTED]の4名を併せて「[REDACTED]」、[REDACTED]、[REDACTED]及び[REDACTED]の3名を併せて「[REDACTED]」、[REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED]及び[REDACTED]の4名を併せて「[REDACTED]」という。)に中古の腕時計又はアクセサリーを譲渡したとして、次の各書類を保存していた(以下、本件各名義人に対する各譲渡を「本件各譲渡」といい、本件各譲渡に係る商品を「本件各譲渡商品」という。))。

(イ) 「最終的に輸出となる物品の消費税免税購入についての購入者誓約書」と題する各書面(以下「本件購入者誓約書」という。)

本件購入者誓約書には、購入者氏名、生年月日、国籍、旅券等の種類、番号、在留資格、購入年月日及び上陸年月日を記載する各欄のほか、購入者の署名、販売した商品の内容を記載する品名、単価、数量、販売価額及び合計金額等の各欄がある。

(ロ) 本件各名義人の旅券の写し

(ハ) [REDACTED]から提示された、トルコ共和国(以下「トルコ」という。)の労働許可証に相当するカードである顔写真付きの「REPUBLIC OF TURKEY MINISTRY OF LABOUR AND SOCIAL SECURITY FIXED TERM WORK PERMIT」と称するカード(以下「労働許可カード」という。)の写し

へ 本件各譲渡のうち譲渡年月日が令和3年9月30日までのものについては、本件各名義人は、本件輸販場において旅券を提示し、当該旅券に商品を購入した事実が記載された書類(以下「本件購入記録票」という。)の貼付けを受けるとともに、当該旅券と本件購入記録票との間に割り印を受けており、本件各名義人が本邦から出国するときに本件購入記録票を税関当局に提出することとなっているところ、本件購入記録票は、東京税関羽田税関支署では令和2年4月1日から令和4年1月31日まで、東京税関成田税関支署では令和2年4月1日から令和3年12月31日までの期間において、1枚も提出がされていない。

ト 請求人は、別表2の「仕入先名義」欄に記載された1法人及び4名(以下「本件各仕入先」という。)から「品名等」欄に記載された各商品を仕入れたとして、次の各書類を保存していた(以下、本件各仕入先から仕入れたとする各仕入れを「本件各仕入れ」といい、本件各仕入れに係る商品を「本件各仕入商品」という。))。

(イ) 名宛人を請求人、作成者を [REDACTED] (以下「 [REDACTED] 」という。)とした請求書、納品書、領収書(以下、請求書、納品書及び領収書を併せて「本件請求書等」という。)及び差入先を請求人、「ご署名」欄に [REDACTED] の代表取締役である [REDACTED] の署名がされた「買取承諾書兼依頼書」と題する各書面

[REDACTED] は、古物営業法に基づく古物の売買等を目的とする法人であり、代表取締役は、令和4年1月20日までは [REDACTED] であったが、同日後は [REDACTED] (以下「 [REDACTED] 」という。)である。

(ロ) 差入先を請求人、「ご署名」欄に [REDACTED]、 [REDACTED]、 [REDACTED] 及び [REDACTED] (以下、これら4名を併せて「 [REDACTED] 」という。)の署名がされた各買取承諾書兼依頼書(以下、上記(イ)の「買取承諾書兼依頼書」と併せて「本件各買取承諾書兼依頼書」という。)

なお、本件各買取承諾書兼依頼書には、「申込日」、「お名前」、「性別」、「生年月日」、「ご住所」、「電話番号」、「ご職業」及び「ご署名」の各欄のほか、「本人確認書類」をチェックする欄並びに「品名」、「型番」、「状態」、「数量」、「買取単価」及び「合計」の各欄がある。

本件各買取承諾書兼依頼書の「ご職業」欄には、 [REDACTED] は不動文字の「法人」に、 [REDACTED] は不動文字の「会社員」に印がなされており、「本人確認書類」欄には、 [REDACTED] は不動文字の「運転免許書のコピー(表裏)」及び「登記事項証明書(原本)/印鑑証明書(原本)」欄に、 [REDACTED] は「パスポートのコピー(写真面・住所記載面)」欄に印が入っている。

(ハ) [REDACTED] の旅券の写し

(ニ) [REDACTED] 及び [REDACTED] の署名がされた各領収書

チ 請求人は、本件各譲渡については、本件購入者誓約書に記載された品名ごとの販売価額を総勘定元帳の「古物商品売上高」勘定に、本件各仕入れについては、本件各買取承諾書兼依頼書に記載された総合計額(税込み)を総勘定元帳の「古物商品仕入高」勘定にそれぞれ計上し、相手勘定はいずれの取引も「現金」であった。

(4) 審査請求に至る経緯

イ 請求人は、令和3年3月1日から令和3年3月31日までの課税期間(以下、

「令和3年3月課税期間」といい、他の課税期間についても同様の略称表記とする。)ないし令和3年8月課税期間及び令和3年12月課税期間ないし令和4年2月課税期間(以下、これらの各課税期間を併せて「本件各課税期間」という。)の消費税及び地方消費税(以下「消費税等」という。)について、別表3の各「確定申告」欄のとおり記載して申告した。

ロ 原処分庁所属の調査担当職員(以下「本件調査担当職員」という。)は、令和3年12月22日、請求人に対する実地の調査を開始した。

ハ 原処分庁は、令和5年4月26日付で、上記ロの調査に基づき、本件各譲渡について、本件購入者誓約書に記載のある本件各名義人は本件各譲渡商品を購入した者と認められないことから消費税法第8条第1項の規定は適用されないとし、また、本件各仕入れに係る本件各買取承諾書兼依頼書に記載のある本件各仕入先は、真実の仕入先とは認められず、同法第30条第8項第1号に規定する帳簿並びに同条第9項第1号及び第2号に規定する請求書等の要件を具備していないことから、本件各仕入れに係る消費税額については、同法第30条第7項の規定により仕入税額控除を適用することはできないとして、本件各課税期間の消費税額等について、別表3の各「更正処分等」欄のとおりとする各更正処分(以下「本件各更正処分」という。)及び過少申告加算税の各賦課決定処分(以下「本件各賦課決定処分」という。)をした。

ニ 請求人は、原処分を不服として、令和5年7月21日に審査請求をした。

2 争点

(1) 本件各譲渡は消費税法第8条第1項に規定する非居住者に対する譲渡に該当するか否か。具体的には、本件各譲渡は本件各名義人に対して行われたものか否か(争点1)。

(2) 本件各仕入れに係る消費税額には、仕入税額控除が適用されるか否か。具体的には、請求人が消費税法第30条第7項に規定する帳簿及び請求書等を保存しない場合に該当するか否か(争点2)。

3 争点についての主張

(1) 争点1(本件各譲渡は消費税法第8条第1項に規定する非居住者に対する譲渡に該当するか否か。具体的には、本件各譲渡は本件各名義人に対して行われたものか否か。)について

原 処 分 庁	請 求 人
<p>次のことから、本件各譲渡は、本件各名義人に対して行われたものではなく、消費税法第8条第1項に規定する非居住者に対する譲渡に該当しない。</p> <p>イ ■■■■■の関係者は、■■■■■は各商品を購入する資金もなく、また、滞在していたホテルから外出していないことから各商品を購入していない旨申述しており、■■■■■は、本件購入者誓約書に署名していない旨申述している。</p> <p>また、■■■■■は、本件購入者誓約書に署名しただけであり、各商品を購入していない旨申述している。</p> <p>ロ 東京税関において本件購入記録票は、1枚も確認できない。</p> <p>ハ 本件各譲渡は、以下で述べるとおり、一般的な売買取引と異なり、本件各名義人が実際の購入者であると考えるのは不自然である。</p> <p>(イ) 本件各名義人は、SNSに具体的に商品情報を載せていない店舗に事前の予約なしに来店し、高額な本件各譲渡商品を手で選び、かつ、</p>	<p>次のことから、本件各譲渡は、本件各名義人に対して行われたものであり、消費税法第8条第1項に規定する非居住者に対する譲渡に該当する。</p> <p>イ 本件各名義人の申述は、何者かが何かの作為をもって、非居住者を利用して物品の免税購入を企図したとの想定も成り立つところ、どのような状況下において申述がなされたものか不明であり、裏付ける事実も確認できないなど税務調査は不十分であることから、申述内容の信ぴょう性に疑義がある。</p> <p>ロ 本件購入記録票を東京税関に提出するかどうかは購入者の問題であり、東京税関に本件購入記録票が存在しないことは、本件各名義人の購入事実がない理由にはならない。</p> <p>ハ 原処分庁の見解は、本件各譲渡が不自然な取引であるといった恣意的な判断を根拠として憶測に基づく処分であり、次のことから著しく合理性を欠いている。</p> <p>(イ) 請求人は、SNSに全ての商品情報を掲載している。このことを調査時に本件調査担当職員に説明しており、誤った事実を基に判断してい</p>

原 処 分 庁	請 求 人
<p>その場で高額な現金を支払っている。</p> <p>(ロ) 本件各仕入商品の全てが、仕入れた時と同じ組み合わせで、仕入れた日の同日、翌日又は翌々日に譲渡されている。</p> <p>(ハ) 売上金額の算定を行うためには、仕入時の商品状態を記録しておくものと考えられるが、本件各買取承諾書兼依頼書には、商品状態を確認できるような記載がなく、売上金額の算定根拠が明らかでない。</p> <p>(ニ) 本件輪販場を訪れるのは非居住者に限らないと考えられるが、請求人は、本件各課税期間に係る総勘定元帳の古物商品売上高勘定に計上した金額の全額を免税売上げに算入している。</p> <p>(ホ) 本件各名義人の申述からすれば、請求人は、本件各名義人が実際の購入者とは疑わしい状況にあったにも</p>	<p>る。</p> <p>(ロ) 請求人の取扱商品は、大変な人気があり、商品販売までの回転率が高いことから、滞留期間がほとんどないことについて何ら問題ではない。</p> <p>(ハ) 請求人は、仕入時に商品の状態を確認した上で買い取っており、本件各買取承諾書兼依頼書に商品状態を確認した記載がなかったとしても、取引を否定されるいわれはない。</p> <p>売値についても、同様に商品を確認した上で売値を付け、購入者が合意すれば売るだけである。</p> <p>(ニ) 請求人の取扱商品は、外国人に特に人気であるため、請求人は、SNSの投稿及び広告配信の地域又は言語をインバウンド向けに行っており、また、居住者も来店しているが、価格の折り合いがつかず、購入に至らなかったものであるから、請求人が本件各課税期間に係る総勘定元帳の古物商品売上高勘定に計上した金額の全額を免税売上げにしていることは、当然である。</p> <p>(ホ) 仮に本件各名義人が何者かの指示を受けて来店する等あったとしても、請求人は、その事実を関知して</p>

原 処 分 庁	請 求 人
<p>かかわらず、あえて、これを確認していない。</p>	<p>いないものであり、また、本件各名義人が国外に本件各譲渡商品を持ち出していなかったとしても、このことは消費税法第8条第3項及び第5項の問題であり、請求人は、輸出品販売場として行うべき手続を全て行った上で非居住者に譲渡していることから、法令に従った手続を遵守している限り、免税販売は認められる。</p>

(2) 争点2 (本件各仕入れに係る消費税額には、仕入税額控除が適用されるか否か。具体的には、請求人が消費税法第30条第7項に規定する帳簿及び請求書等を保存しない場合に該当するか否か。) について

原 処 分 庁	請 求 人
<p>次のことから、請求人が消費税法第30条第7項に規定する帳簿及び請求書等を保存しない場合に該当し、本件各仕入れに係る消費税額には、仕入税額控除は適用されない。</p> <p>イ 以下の理由から、本件各仕入れに係る帳簿、請求書等及び本件各買取承諾書兼依頼書には、真実の氏名又は名称が記載されていない。</p> <p>(イ) 消費税法の趣旨に照らして考えると、事業者において保存されている帳簿及び請求書等は、課税資産の譲渡等の内容等とともに真実の仕入先の氏名又は名称を記載することが要</p>	<p>次のことから、請求人が消費税法第30条第7項に規定する帳簿及び請求書等を保存しない場合に該当せず、本件各仕入れに係る消費税額には、仕入税額控除は適用される。</p> <p>イ 次のことから、原処分庁の判断は、違法又は不当といわざるを得ない。</p> <p>(イ) 消費税法において、事業者が真正な名義の請求書等であることを信じて仕入先から交付を受けたものであれば、仕入税額控除の要件を満たすものであり、その場合に帳簿及び請</p>

原 処 分 庁	請 求 人
<p>求されている。</p> <p>(ロ) []との取引につき、[]の中国人の代理で各商品を持ち込んだ旨及び[]の各商品を持ち込んだ事実はないとする旨の申述を併せ考えれば、本件各仕入れに係る帳簿、請求書等及び本件各買取承諾書兼依頼書に記載された氏名又は名称は、実際に請求人に対して課税資産の譲渡等を行った者とは認められない。</p> <p>(ハ) []の申述内容によれば、[]が委託販売を行っているというには極めて不自然な状況であり、請求人における課税仕入れの相手方として単に名義を貸していたにすぎない。また、[]についても同様である。</p> <p>ロ 以下のとおり、本件各仕入れは、不</p>	<p>求書等に、課税仕入れに係る資産の真実の所有者の氏名又は名称の記載まで求められているものではない。</p> <p>(ロ) []との取引は、取引開始当初において、メール・電話で連絡があり、持ち込む商品の概略の説明を受け、おおむねの金額、来店日等も打ち合わせており、その後は、来店時に次回の打合せ等を行っていたことから、[]の申述の信用性は極めて低いといわざるを得ない。</p> <p>また、[]からの仕入れについても、正体不詳の人物の依頼を受けていたとしても、[]は請求人の店舗に来店している上、請求人は、法令に定める請求書等を保存していることから、仕入税額控除は認められる。</p> <p>(ハ) []は名義を貸したのではなく、自ら実行行為を成している。仮に本件各仕入先の各申述にあるように本件各仕入先が第三者の依頼を受けて譲渡したとしても、それは委託販売を行ったものであり、本件各仕入先は取引当事者として請求人との間では商行為として取引は成立している。</p> <p>ロ 請求人は、取引した相手を真実の仕</p>

原 処 分 庁	請 求 人
<p>自然な取引であり、請求人は、本件各仕入れに係る帳簿、請求書等及び本件各買取承諾書兼依頼書に記載されている氏名又は名称が真実の名義かどうか、社会通念上要求されるところの注意の範囲内で相当程度疑われるにもかかわらず、これを確認せず、漫然と本件各仕入れに係る請求書等を保存し、これに基づいて帳簿に記載したといわざるを得ない。</p> <p>したがって、請求人には、本件各仕入れに係る帳簿及び請求書等に記載された氏名又は名称が真実であると信じたことにやむを得ない事情はない。</p> <p>(イ) 本件各仕入れに係る買取依頼者が、SNSに具体的な商品情報を載せていない上、事前の情報が何ら得られない店舗に、しかも、事前の予約なしに、本件各仕入商品を持ち込んでいる。</p> <p>(ロ) 仕入れた商品のほとんどが、その仕入れた日の同日、翌日又は翌々日に譲渡したとされており、仕入れた商品の全てが、仕入れた時と同じ組み合わせで譲渡されている。</p> <p>(ハ) 古物の売買をするのであれば、後のトラブルを防止するためにも商品の状態を確認した結果を記録してお</p>	<p>入先と信じて取引したものであり、その者の背後に別の譲渡人が存在していたとしても、請求人はその事実を知り得ない。まして、原処分庁は請求人と仕入先との間で何らかの共謀・通謀の事実も明らかにしていない。</p> <p>したがって、請求人には、本件各仕入れに係る帳簿及び請求書等に記載された氏名又は名称が真実であると信じたことにやむを得ない事情がある。</p> <p>なお、原処分庁の本件各仕入れに係る取引が不自然であるとの判断は、次のとおり著しく合理性を欠いている。</p> <p>(イ) 請求人は、商品情報を自社のアカウントでSNSに掲載しており、そこには、買取強化中などと周知し、商品の買取りを行っているものである。</p> <p>(ロ) 請求人が取り扱う商品は大変な人気商品であり、回転率が高く、滞留期間がほとんどないことについて何ら問題ではない。</p> <p>(ハ) 仕入時に状態を確認した上で買っているものであり、全ての商品は写真に残しており、本件各買取承</p>

原 処 分 庁	請 求 人
<p>くものと考えているが、商品の仕入れについて保存している本件各買取承諾書兼依頼書には、商品の状態を確認できるような記載がなく、商品の鑑定を行っていたとする事実が確認できない。</p> <p>(ニ) 取扱商品が高額であり、偽物をつかまされるリスクがあるため、 以外は取引に関与しないと申述している一方、ロレックスなどについてシリアル番号の確認はしていない旨申述しており、商品の仕入れをする際に商品が本物であるかどうかの確認を行っていたとは認められない。</p> <p>(ホ) 請求人が、古物取引を始めたばかりの頃、譲渡先の当てもなく、在庫を抱えるリスクがあるにもかかわらず、高額な商品の仕入れを行っていた。</p>	<p>諾書兼依頼書の該当欄に記載がなかったとしても、それをもって取引を否定されるものではない。</p> <p>(ニ) 全ての取扱商品は写真に残しており状態を記録していないという主張は理解できない。</p> <p>(ホ) 同業者仲間から、このブランドの商品は売れるなどの情報に基づき事業を開始したものである。</p> <p>請求人は、SNS広告に自信があるのでリスクを感じない、仮に危なかったら、そのまま他店に目減りなく売却できる商品しか買取りしていない。</p>

4 当審判所の判断

(1) 争点1 (本件各譲渡は消費税法第8条第1項に規定する非居住者に対する譲渡に該当するか否か。具体的には、本件各譲渡は本件各名義人に対して行われたものか否か。) について

イ 法令解釈

消費税法は、事業者が国内で行った資産の譲渡等及び特定仕入れを課税の対象

とするものであるところ、国境税調整を図る観点から国内における資産の譲渡等のうち輸出取引に該当するものについては免税することとしており、併せて、輸出物品販売場における非居住者に対する免税対象物品の譲渡については、国内における資産の譲渡ではあるものの、当該輸出物品販売場で物品を購入した非居住者が最終的に輸出することを前提とした譲渡であり、その実質は輸出取引と何ら変わることはないことから、このようなものについても輸出取引と同じく免税することとしている。

このような輸出物品販売場における免税制度の趣旨に鑑みると、消費税法第8条第1項にいう非居住者に対する譲渡といえるためには、譲渡によって免税対象物品の所有権が非居住者に移転することを要すると解すべきであり、消費税法施行令第18条第2項等の定める免税販売手続（以下「免税販売手続」という。）において非居住者による名義貸しなどが行われ、当該非居住者が実際の購入者でない場合には、免税対象物品の所有権が当該非居住者に移転するとはいえず、消費税法第8条第1項の非居住者に対する譲渡とはいえないと解するのが相当である。

ロ 認定事実

請求人提出資料、原処分関係資料並びに当審判所の調査及び審理の結果によれば、以下の事実が認められる。

(イ) 本件輸販場における取引について

請求人は、本件輸販場の取引について、インスタグラムやフェイスブックなどのSNSに請求人の広告及び商品情報の投稿を行い集客しており、商品の買取依頼者や購入希望者は、投稿や口コミにより一部を除いて連絡なしで本件輸販場に来店する。

なお、本件輸販場のビルの入り口や看板等には、本件輸販場にて、請求人が中古時計等を買収する又は販売する旨の表示等はされていない。

(ロ) 本件各譲渡商品に係る請求人の仕入日等について

A ■■■■■ に譲渡した各商品に係る仕入れ

(A) 本件各名義人のうち、請求人が■■■■■に譲渡したとする別表1の順号1の商品は、別表4のとおり、譲渡日の前日に請求人が仕入先を■■■■■として仕入れたものであった。

(B) 本件各名義人のうち、請求人が■■■■■に譲渡したとする別表1の順号

2及び順号3の各商品は、別表4のとおり、いずれも譲渡日の前日に請求人が仕入先をとして仕入れたものであった。

(C) 本件各名義人のうち、請求人がに譲渡したとする別表1の順号4ないし順号6の各商品は、別表4のとおり、いずれも譲渡日の3日前に請求人が別表4の個人Aから仕入れたものであった。

(D) 本件各名義人のうち、請求人がに譲渡したとする別表1の順号7の商品は、別表4のとおり、譲渡日の2日前に請求人がを仕入先として仕入れたものであった。

B に譲渡した各商品に係る仕入れ

(A) 本件各名義人のうち、請求人がに譲渡したとする別表1の順号8ないし順号15の各商品は、別表4のとおり、いずれも譲渡日の前日に請求人が別表4の個人Bから仕入れたものであった。

(B) 本件各名義人のうち、請求人がに譲渡したとする別表1の順号16ないし順号62の各商品は、別表4のとおり、次のとおり仕入れたものであった。

a 順号16の商品は、譲渡日の前日に請求人が別表4の個人Cから仕入れたものであった。

b 順号17ないし順号22の各商品は、いずれも譲渡日の前日又は2日前に請求人が別表4の個人Dから仕入れたものであった。

c 順号23の商品は、譲渡日の2日前に請求人が別表4の個人Eから仕入れたものであった。

d 順号24ないし順号32の各商品は、いずれも譲渡日の2日前に請求人が別表4の個人Fから仕入れたものであった。

e 順号33ないし順号62の各商品は、いずれも譲渡日の前日に請求人が別表4の個人Gから仕入れたものであった。

(C) 本件各名義人のうち、請求人がに譲渡したとする別表1の順号70ないし順号75の各商品は、別表4のとおり、いずれも譲渡日の3日前に請求人が別表4の個人Iから仕入れたものであった。

C に譲渡した各商品に係る仕入れ

(A) 本件各名義人のうち、請求人がに譲渡したとする別表1の順号63

ないし順号69の各商品は、別表4のとおり、次のとおり仕入れたものであった。

a 順号63の商品は、令和3年10月20日に請求人が別表4の個人Dから仕入れたものであった。

b 順号64ないし順号69の各商品は、いずれも令和3年10月18日に請求人が別表4の個人Hから仕入れたものであった。

(B) 本件各名義人のうち、請求人がに譲渡したとする別表1の順号76の商品は、別表4のとおり、譲渡日の2日前に請求人が別表4の個人Jから仕入れたものであった。

(C) 本件各名義人のうち、請求人がに譲渡したとする別表1の順号77ないし順号79の各商品は、いずれも譲渡日の3日前に請求人が別表4の個人Gから仕入れたものであった。

(D) 本件各名義人のうち、請求人がに譲渡したとする別表1の順号80の商品は、譲渡日の2日前に請求人が別表4の個人Kから仕入れたものであった。

(ハ) の国内滞在状況等について

A 本件各名義人のうち、は、外国人の船員である。そのうち、及びは、令和3年4月8日から同月23日までの間、所在のホテルに滞在した。

B また、及びは、令和3年4月26日から同年5月11日までの間、所在のホテルに滞在した。

C 上記Aのとおり、は、令和3年4月8日から所在のホテルに滞在したところ、当時、新型コロナウイルス感染症が2類相当で日本では入国後隔離されることとなっていたことから、当該ホテルに隔離され、同月23日に隔離が終了し、飛行機で苫小牧に行き、そこから出国した。

(ニ) 本件各名義人及び関係者の申述並びにその信用性について

A の代表取締役の申述

外国人船員のアテンド業務を行うの代表取締役(以下「」という。)は、令和4年9月21日、4名の国内における滞在状況等について、本件調査担当職員に対し、要旨次のと

おり申述した。

- (A) 新型コロナウイルス感染症に係る国土交通省の指導により、 を上陸許可期間15日のうち14日間を滞在先のホテルに隔離させ、最終15日目は苫小牧等へ移動させていた。ホテルで隔離されている期間は、ホテル内で過ごすことのみが許されていたことから、外出はさせていない。
- (B) は、日本の地理や交通手段を承知しておらず、また、高額な商品を購入するのに必要な金員を持っていなかった。
- (C) 上記(A)及び(B)から、 は免税店で各商品を購入することは不可能である。

B の申述

本件各名義人のうち は、令和4年3月11日、本件調査担当職員に対し、要旨次のとおり申述した。

- (A) 私は、令和2年12月25日出向社員として来日し、令和3年2月に日本の就労ビザを取得し、日本国内の法人で勤務している。
- (B) 本件輸販場について、私は知らない、名称を聞いたこともない。
- (C) 私の貯蓄は100万円程度で、収入も毎月20万円程度なので、高額な商品を購入できる資金はない。以前にウィーチャットで免税購入できる人を探す中国人の投稿があり、その投稿に応じる形で、中野、御徒町及び新宿で計3回、時計を購入したことがある。いずれも店舗の近くで中国人から現金を渡され、購入後、店舗の外で待っていた中国人に商品を渡して、購入金額の0.8%の報酬を現金で受け取ったことはあったが、本件輸販場は知らないし、聞いたこともない。
- (D) 本件購入者誓約書に記載されている署名は、Uの字とNの字の筆跡からも判断できるように、私自身が書いた文字ではなく、別表1の順号8ないし順号15の各商品を購入していない。
- (E) 私は、上記のウィーチャットで知り合った中国人に旅券を貸したことがある。この中国人とはウィーチャットでの連絡が取れなくなった。

C の申述

本件各名義人のうち は、令和4年9月13日、本件調査担当職員に対し、要旨次のとおり申述した。

- (A) 私は、平成26年頃に来日し、内装工事の法人を設立して仕事をしている。
- (B) 私は、令和3年の7月以降、高級時計を購入し、(以下「」という。)に持って帰ったことはあるが、本件輸販場に見覚えはないし、来場したことはない。
- (C) 本件購入者誓約書に記載されている署名は、の字体がで、私が使うと字体が違うことから、私が書いた文字ではなく、別表1の順号16ないし順号62の各商品を購入していない。
- (D) 本件輸販場の防犯カメラの写真は、体形や髪型は似ているが、私ではなく、写真の服も持っていない。令和3年7月頃からは設立した法人から月100万円ほどの役員報酬を貰っているが、大金を持ち歩いたことはない。
- (E) 私は、ウィーチャットで知り合った中国人に旅券を貸したことがあるが、旅券が返された際に、私が知らない割り印が旅券に多数押されていた。

D の申述

本件各名義人のうちは、令和4年12月21日、本件調査担当職員に対し、要旨次のとおり申述した。

- (A) 私は、令和3年11月から令和4年6月まで親族の関係で日本に滞在し、その後、同年10月に日本語を勉強するために再来日した。
- (B) 私は、以前、新宿の飲食店で知り合った中国人から依頼され、他の店舗で代理で免税購入したことはあった。その際には、署名だけをしたり、代理で購入したりして、1日1万円から1万5千円の報酬を受け取ったことがあるが、本件輸販場は知らないし、来場したことはない。
- (C) 本件購入者誓約書に記載されている署名は、筆跡は似ているが自分で署名した記憶はなく、別表1の順号70ないし順号75の各商品を購入していない。
- (D) 令和3年から令和4年まで私の年収は500万円、貯蓄は300万円程度で、来日時は60万円から100万円程度持参した。
- (E) 私は、旅券は貸したことはない。知り合った中国人とのウィーチャットのやり取りはスマートフォンを壊したので残っていない。

E の申述

本件各名義人のうちは、令和4年12月8日、本件調査担当職員に対

し、要旨次のとおり申述した。

(A) 私は、令和4年12月時点では無職であり、過去に自営業としてポスレジ販売をしていた。飲食店の賃貸保証人として月5万円程度貰っていたこともあった。

(B) 私は、バーで知り合ったトルコ人から依頼されて、代理で免税購入したことがある。そのトルコ人から事前にトルコの就労ビザを渡され、テレグラムで購入する店舗を指示された。

(C) 私は、本件輸販場にも行ったことがある。

(D) 私は、知人のトルコ人から、本件輸販場へは、事前に予約している旨の連絡があり、本件輸販場の1階でインターフォンを押すとエレベーターから店員が来て事務所のような場所に案内された。代金と商品の受渡しはなく、本件購入者誓約書への署名のみであった。商品も現金も見えていない。

(E) その際、就労ビザを持っていたので、（私が非居住者かどうかについて）深く追及されていない。

(F) 私は、無職で収入がなく、高額な商品を購入する資金はなく、本件購入者誓約書に署名しただけで、別表1の順号63ないし順号69の各商品は購入していない。

F ■■■■■の申述

本件各名義人のうち■■■■■は、令和4年7月13日、本件調査担当職員に対し、要旨次のとおり申述した。

(A) 私は、令和3年11月頃まではトルコアイスの名物としたかき氷屋を営んでいた。

(B) 私は、将来結婚するつもりでいたトルコ人から依頼されて、貴金属などを買い付ける手伝いをした。テレグラムにて待ち合わせ場所及び時間が指定され、そのトルコ人の友人と名乗る中国人と一緒に入店し、自分は、署名のみ依頼された。

(C) 本件輸販場について、私は、知人のトルコ人の友人と名乗る中国人と多数の免税店に行ったため、特に覚えていない。

(D) 私は、本件輸販場に入店する前に、私の顔写真が添付された何らかのカードを渡されたが、怪しいと思い受け取らなかった。一緒に入店した中

国人が、そのカードを商品の購入時に店員に提示していた。本件購入者誓約書に署名した上で、旅券を提示した。一緒に入店した中国人が代金を支払い、商品も中国人が受け取った。商品は事前に用意されていたが、自分が商品を選ぶこともなく、一緒に入店した中国人と店員が直接やり取りをした。

(E) 私が非居住者に該当するか否かの確認については、知人のトルコ人から「一時帰国中である。」と回答するよう指示され、そのように答えたが、旅券と私の顔写真が添付された先ほどのカードで確認していたのだと思った。

(F) 私は、高額な商品を買うお金はなく、本件購入者誓約書に署名しただけで、別表1の順号76の商品は購入していない。

G ■■■■■の申述

本件各名義人のうち■■■■■は、令和4年7月1日、本件調査担当職員に対し、要旨次のとおり申述した。

(A) 私は、自営業としてハウスクリーニングなどの便利屋稼業をしているが、借金返済のために日払いの仕事もしている。

(B) 私は、飲み会で知り合い、私が好意を寄せていたトルコ人女性から携帯電話を渡され、テレグラムで買付けを依頼された。

(C) 私は、請求人の会社名には聞き覚えはない。

(D) 私は、そのトルコ人女性から何らかの顔写真付きカードを渡され、指定された店舗に行くと、店舗前でそのトルコ人とは別の者がおり、その別の者からお金を受け取った。一人で入店して、本件購入者誓約書に署名するとともに、旅券及び先ほどの顔写真付きカードを提示し、商品を購入した。店舗を出た後、店舗前で待っていた者に商品を渡した。店舗で本件購入者誓約書に署名のみ行った場合もあった。

(E) 私の非居住者についての確認は、旅券と先ほどの顔写真付きカードで確認していたのではないかと思う。

(F) 私は、本件購入者誓約書に署名しただけで、無職で収入もなく預金もないので資金もないため、別表1の順号77ないし順号79のような高額な商品は購入していない。

H の申述

本件各名義人のうち は、令和4年7月28日、本件調査担当職員に対し、要旨次のとおり申述した。

- (A) 私は、 して生計を立てており、 である。
- (B) 私は、結婚の準備までしていたトルコ人女性から書類に署名する仕事を手伝ってもらいたいと依頼され、免税店に行って免税手続をしたことがある。店員と仲良く話す中国人が同行することもあった。
- (C) 本件輸販場への来場について、私は、覚えがあるようなないような、記憶が曖昧である。
- (D) 私は、そのトルコ人女性の知人からトルコの身分証のようなカードを渡され、指定された店舗と一緒に入店した。旅券とその身分証のようなカードを提示し、本件購入者誓約書に署名した。その際、店舗には商品も現金もなかった。なお、身分証のようなカードの写真は、トルコ人女性に渡した旅券取得の時の写真と思う。
- (E) 私は、非居住者かどうかについて確認されたことはなかった。
- (F) 私は、本件購入者誓約書に署名しただけで、無職で高額な商品を購入する資金はないため、別表1の順号80の商品は購入していない。

I 上記AないしHの申述の信用性について

- (A) 免税店に行って買い物などできないとする に係る の申述内容は、上記(H)のAないしCの の国内滞在等の客観証拠とも合致する内容であり、申述の内容として特段、不自然、不合理な点は見当たらない。

また、 の各商品を購入していないという各申述内容は、ウィーチャットや飲食店で知り合った者からの依頼で免税購入したことがあったことや自身の旅券を知人の第三者に貸与したことがあったなど各人に不利益をもたらし得る事柄も述べており、特段、不自然、不合理な点は見当たらない。

と同じく、 の各申述内容も、自身の旅券を知人の第三者に利用させていたことや自身が作成していない労働許可カードを所持、又は購入時に提示していたことなど各人に不利益をもたらし得る事柄を述べ

ていること、取引に至るまでの経緯は個別かつ具体的で、本件輪販場における請求人との取引の際の状況も当事者しか知り得ない具体的な内容であり、特段、不自然、不合理な点も見当たらない。

(B) 上記(A)に加え、上記1の(3)のへのおり、東京税関に本件購入記録票が1枚も提出されていない事実とも整合することから、上記AないしHの申述は、いずれも信用することができる。

ハ 当てはめ

(イ) 本件各譲渡商品に対応する仕入取引について

上記ロの(イ)のとおり、請求人は、本件輪販場における取引について、インスタグラムやフェイスブックなどのSNSに請求人の広告及び商品情報の投稿を行い集客し、購入希望者は投稿や口コミにより一部を除いて連絡なしに来店する事業形態であるところ、本件輪販場のビルの入り口や看板等には、請求人が中古時計等を販売する旨の表示等はされていない一方で、同(ロ)のとおり、本件各譲渡のうち、 の取引を除く取引については、それぞれ譲渡日の前日か数日前に同一の仕入先から請求人が仕入れた商品であること、また、 に譲渡したとされる各商品の仕入れは約2か月前であるものの、その全てを のみへの譲渡とされていることからすれば、本件各譲渡商品に対応する各仕入取引は、いずれも本件各譲渡を前提としており、事前に取引が確定しているともうかがえることからすると、本件各譲渡は、著しく不自然な取引であると認められる。

(ロ) 本件各名義人及び関係者の各申述から認定できる事実

本件各名義人及び関係者の申述について、上記ロの(ニ)のIのとおり、その申述に信用性が認められるところ、 については、同Aのとおり、コロナ禍で滞在先のホテルに隔離されており、本件輪販場に来場することができず、また、高額な商品を購入するだけの資金を所持していなかったことから、別表1に記載した商品を購入したとは認められない。

また、 についても、上記ロの(ニ)のBないしDのとおり、高額な商品を購入するだけの資力もなく、別表1に記載した商品を購入したとは認められない。

そして、 は、上記ロの(ニ)のEのとおり、知人の依頼で本件輪販場に来

場し、本件購入者誓約書に署名したものの、代金の支払や商品の受渡しはされておらず、、及びは、同FないしHのとおり、（本件輪販場に来場したかは定かではないが、）知人の依頼で本件各譲渡に際して、旅券を提示し、労働許可カードを自身又は同行した第三者が提示した上で、本件購入者誓約書に署名したものの、代金の支払や商品の受渡しは同行した第三者が行っていた。これらのことからすれば、は、別表1に記載した商品を購入したとは認められない。

(ハ) 小括

上記イのとおり、消費税法第8条第1項にいう非居住者に対する譲渡といえるためには、譲渡によって免税対象物品の所有権が非居住者に移転することを要すると解すべきところ、上記(ロ)の各申述から認定した事実に加え、同(イ)に述べたとおり不自然な取引であることを踏まえると、本件各名義人は、いずれも本件各譲渡商品を購入していないと認められ、よって免税対象物品の所有権が本件各名義人に移転していたとはいえない。

したがって、本件各譲渡は、消費税法第8条第1項に規定する非居住者に対する譲渡に該当しない。

ニ 請求人の主張について

(イ) 請求人は、上記3の(1)の「請求人」欄のイのとおり、本件各名義人の申述がどのような状況下においてなされたものか不明で、裏付ける事実も確認できないなど税務調査は不十分であることから申述内容の信ぴょう性に疑義がある旨主張する。

しかしながら、本件各名義人の申述内容が信用できることは上記ロの(ニ)のIのとおりであることから、請求人の主張は採用できない。

(ロ) 請求人は、上記3の(1)の「請求人」欄のロのとおり、本件購入記録票を税関に提出するかどうかは購入者の問題であり、東京税関に本件購入記録票が存在しないことが本件各名義人の購入事実がない理由にはならない旨主張する。

しかしながら、本件各譲渡が行われた日の属する一定の期間において、東京税関に本件購入記録票が1枚も提出されていないことは、本件各名義人に譲渡がなされていないことの客観的な証拠であるといわざるを得ず、請求人の主張は採用できない。

(ハ) 請求人は、上記3の(1)の「請求人」欄のハの(イ)ないし(ニ)のとおり、①SNSに全ての商品を掲載していること、②本件各譲渡商品は、回転率が高く、滞留期間がほとんどないこと、③仕入時に商品の状態を確認した上で買い取り、売値を付していること、④居住者は、価格の折り合いがつかず、購入には至らなかったことを踏まえ、原処分庁の見解は恣意的な判断を根拠として憶測に基づく処分であり、著しく合理性を欠いている旨主張する。

しかしながら、本件輸販場における取引は、上記ロの(イ)のとおり、請求人が、インスタグラムやフェイスブックなどのSNSに請求人の広告及び商品情報の投稿を行い集客し、商品の買取依頼者や購入希望者は投稿や口コミにより一部を除いて連絡なしで来店するといった、店に商品を陳列する店舗売りの販売形態であるところ、本件各譲渡商品は、回転率が高く、店舗内に商品を滞留する期間がほとんどないこと及び仕入時に状態を確認した上で買取りをし、それを踏まえて売値を付していることを示す証拠はないこと、居住者は価格の折り合いがつかず、非居住者に限り折り合いがついたという請求人の主張は著しく不自然であり、また、上記ハの(イ)のとおり、本件各譲渡商品に係る請求人の仕入日から短期間で本件各譲渡が行われているといった不自然さを併せて考えると、請求人の主張は採用できない。

(ニ) 請求人は、上記3の(1)の「請求人」欄のハの(ホ)のとおり、仮に本件各名義人が何者かの指示を受けて来店する等あったとしても、請求人はその事実を関知していないものであり、また、請求人は輸出物品販売場として行うべき手続を全て行った上で非居住者に譲渡しており、法令に従った手続を遵守している限り、免税販売は認められる旨主張する。

しかしながら、上記ハの(イ)のとおり、本件各譲渡商品に係る請求人の仕入日から短期間で本件各譲渡が行われているといった不自然さに加えて、同(ロ)のとおり、本件各名義人の申述を踏まえると、請求人は、本件各名義人が実際の購入者でない可能性があることを認識し得る状況にあったにもかかわらず、これを確認しなかったものであり、また、上記イの法令解釈のとおり、消費税法施行令第18条第2項は、消費税法第8条第1項により消費税が免除されるための要件として免税販売手続の方法について規定したものであるものの、これに従って、非居住者が旅券等を提示し、本件購入者誓約書を作成・提出したこと

をもって、実際の購入者が当該非居住者でない場合であっても非居住者に対する譲渡に当たると解すべき旨を定めるものとはいえないことから、請求人の主張は採用できない。

- (2) 争点2 (本件各仕入れに係る消費税額には、仕入税額控除が適用されるか否か。具体的には、請求人が消費税法第30条第7項に規定する帳簿及び請求書等を保存しない場合に該当するか否か。) について

イ 法令解釈

(イ) 消費税法第30条第7項は、当該課税期間の課税仕入れ等の税額の控除に係る帳簿、請求書等が税務職員による検査の対象となり得ることを前提にしていると解される。この趣旨に鑑みると、消費税法第30条第1項の規定は、事業者が、国内において行った課税仕入れに関し、同条第8項第1号所定の事項が記載されている帳簿を保存している場合及び同条第9項第1号及び第2号所定の書類で同各号所定の事項が記載されている請求書等を保存している場合において、税務職員がこれらを検査することにより課税仕入れの事実を調査することが可能であるときに限り、その適用があると解するのが相当である。

その反面として、事業者が帳簿及び請求書等を保存していない場合には消費税法第30条第1項の規定の適用がないことになるところ、このような法的不利益が特に定められたのは、資産の譲渡等が連鎖的に行われる中で、広く、かつ、公平に資産の譲渡等に課税するという消費税により適正な税収を確保するには、帳簿及び請求書等という確実な資料を保存させることが必要不可欠であると判断されたためである。

そして、事業者に対し、消費税法第30条第8項第1号及び同条第9項第1号は、帳簿及び請求書等に記載されるべき内容として、課税仕入れに係る取引の内容のみならず、その相手方の氏名等が帳簿及び請求書等に記載されることを義務付けているところ、これも、上記のとおり、税務職員が保存されている帳簿及び請求書等の記載を前提にその相手方を調査すれば、容易に課税仕入れの取引状況を把握し、適正な申告が行われていたかを確認できるようにするためであり、かかる調査のためには、帳簿及び請求書等の記載に正確性が求められるのは当然である。

- (ロ) また、消費税法施行令第50条《課税仕入れ等の税額の控除に係る帳簿等の保

存期間等》において、消費税法第30条第1項の規定の適用を受けようとする事業者は、同条第7項に規定する帳簿及び請求書等を整理し、それぞれ定められた日から7年間、これを納税地又はその取引に係る事務所などに保存しなければならないなど、消費税法は、課税庁の課税権限が行使される最長の期間にわたって帳簿及び請求書等の保存を要求している。

(イ) 上記(イ)及び(ロ)の消費税法の趣旨に照らして考えると、消費者からの預り金的な性格を有する消費税は、特に正確な税額の把握が求められているものと解され、事業者において保存されている帳簿及び請求書等については、課税仕入れの内容等とともに真実の仕入先の氏名等を記載することが要求されており、事業者がその要件を具備した帳簿及び請求書等を保存していない場合には、課税仕入れに係る消費税額について仕入税額控除は認められないと解される。

(ニ) もっとも、たとえ帳簿及び請求書等に記載された仕入先の氏名又は名称が真実のものでないとしても、事業者がこれを真実と信ずべき相当の理由があり、そのため、当該帳簿及び請求書等が消費税法第30条第7項の要件を満たす帳簿及び請求書等として保存されていると認められる場合には、同条第1項の規定の適用が認められるものと解される。

ロ 認定事実

請求人提出資料、原処分関係資料並びに当審判所の調査及び審理の結果によれば、以下の事実が認められる。

(イ) 本件各仕入商品に係る仕入日及び譲渡日等について

A 別表4のとおり、 から仕入れたとする14個の本件各仕入商品のうち、別表2の順号1ないし順号6及び順号13ないし順号15の各商品は、仕入日の翌日に、別表2の順号9ないし順号12の各商品は、仕入日の2日後に免税対象物品として譲渡されていた。

B 別表4のとおり、 から仕入れたとする別表2の順号8の商品は、仕入日の翌日に免税対象物品として譲渡されていた。

C 別表4のとおり、 から仕入れた別表2の順号16の商品は、仕入日の2日後に免税対象物品として譲渡されていた。

D 別表4のとおり、 から仕入れたとする別表2の順号17の商品は、仕入日の翌日に免税対象物品として譲渡されていた。

E 別表4のとおり、から仕入れたとする別表2の順号18及び順号19の各商品は、いずれも仕入日の翌日に免税対象物品として譲渡されていた。

(ロ) 本件各仕入れにおける請求人の手続について

A 請求人は、中古時計のロレックス等を仕入れる際に、シリアルナンバーの確認等を行っていなかった。

B 本件各仕入先の来店予約の有無及び商品鑑定や価格・リスク負担等に係る交渉結果などが記載された書面等はなかった。

(ハ) 本件各仕入先の申述及びその信用性について

A のの申述

の代表取締役であるは、令和4年9月6日、本件調査担当職員に対し、要旨次のとおり申述した。

(A) に係る本件請求書等及び本件各買取承諾書兼依頼書に係る取引について、が請求人に各商品を売却した訳ではなく、というと思われる人（以下「」という。）から依頼されて、その人の代理で請求人へ持ち込んだ取引である。からは、の知り合いの中国人が腕時計等を売りたいがっているので、本人の代わりに腕時計等を免税店に持ち込んでほしいという依頼があった。

(B) から、が持ち込む商品を売却してほしいとする売却先の店舗のリストがテレグラムで送られてくるが、請求人は、そのリストにある店舗の一つである。

(C) から、持ち込む商品、日時、売買代金の連絡がに入るので、その内容のとおり、本件輸販場に来場する前に、納品書、請求書にの名称と金額を記載して作成した。

(D) は、請求人が買い取った金額の0.5%分の手数料をから受領していた。

(E) は、との取引について、契約書等は作成していない。

(F) 私から請求人へ事前に連絡したことはなく、商品価格についてはあらかじめ金額が決まっており、高額な取引にもかかわらず、請求人から買取りを断られたことがない。

(G) は、から、シリアルナンバーが同じ腕時計について、

前日に売ったものと同じ商品の販売を依頼されたことがあった。

(H) 私及び前代表取締役であるには、中古時計等に係る鑑定の知識はない。

B の各申述

(A) の申述

は、本件調査担当職員に対して、要旨次のとおり申述した。

a 私は、平成31年4月頃、仕事のため から来日し、1年程度 の工場で勤務した後、令和2年10月から に住んでいる。令和4年9月時点では無職で、建設現場の仕事や人に依頼されて免税店の列に並ぶ手伝いをしている。

b 私は、ウィーチャットのグループで「手伝ってほしい。」という募集に応じる形で知り合った中国人から依頼され、本件各買取承諾書兼依頼書に署名をする手伝いをしたが、別表2の順号8の商品は売却していない。

c 本件輸販場について、私は、見覚えがあるので行ったことがある。

d 私がウィーチャットのグループで指定された店舗に行くと上記bの中国人がおり、一緒に入店した。店員とその中国人が日本語で会話をしていた。

e 現金を数えていたようであるが、商品があったかは覚えていない。

f 私は、来日時は所持金はなく、高価な買い物は13万円ほどのiPhone、9,000円ほどの中古のコーチのバックである。私が、別表2の順号8の商品を所持し、これを売却し大金を得たなら に帰国している。

(B) の申述

は、本件調査担当職員に対して、要旨次のとおり申述した。

a 私は、令和元年8月20日に の自宅の借金返済のために出稼ぎとして来日した。令和2年10月頃からは建物の解体業者やお弁当屋でアルバイトをしている。

b 令和3年4月頃、ウィーチャットの仕事募集グループで書類に署名をする人を募集しており、私は、その募集に応じる形で知り合った中国人から依頼され、数回、本件各買取承諾書兼依頼書に署名をしたが、全て

署名をするだけであったので、別表2の順号16の商品のような高級品を所有したことはなく、売却もしておらず、現金の授受もしていない。

c 私は、いろいろな店舗に連れて行かれたため、どこの店舗に連れて行かれたかはよく覚えておらず、本件輸販場は見覚えがない。

d 私は、時計を売却する際には、上記bの中国人とは別の中国人と一緒に入店した。その中国人から「住所と電話番号は適当に書いてよい。」と言われたので住所と電話番号は本当のものではない。同行した中国人が店員と日本語で会話をしていたが、私には、会話の内容が理解できなかった。

e 私が入店した店舗は、高価な貴金属などの商品は展示されておらず、小さなテーブルと椅子のみで事務所のようであった。これまで複数の店舗に連れて行かれたが、商品があったのは中野にある店舗のみで、他の店舗には商品はなかった。

f 私は、来日時は2万円程度の所持金しかなく、高価な買い物は4万円ほどの衣料品である。

(C) の申述

は、本件調査担当職員に対して、要旨次のとおり申述した。

a 私は、令和元年5月頃、技能実習生として から来日し、令和4年3月時点も技能実習生として働いている。

b 私は、中国のアプリで知り合った中国人から、在留カードを持っているか確認され、書類への署名を手伝ってもらいたいと依頼され、領収書と買取承諾書兼依頼書を渡されて名前や住所を記載したが、別表2の順号17の商品は買い取ってもらっておらず、代金も受け取っていない。

c 私が本件輸販場に来場したかは覚えていないが、その中国人と から電車に乗り、マンションの様な所に連れて行かれた。

d 私が連れて行かれた場所の部屋の中は机と椅子のみで、連れて行ってくれた中国人のほかは誰もおらず、私の旅券のコピーなどもその中国人がしていたようだった。

e その部屋には商品等はなく、私は、領収書に記載のある代金も見えない。

f 私は、来日時に所持金はなく、腕時計を購入したこともなければ人から貰ったこともない。

(D) の申述

は、本件調査担当職員に対して、要旨次のとおり申述した。

a 私は、令和2年3月8日に留学していた娘に会うためなどで来日している。では、日系の会社に勤務したり、空港の免税店で勤務したりしていたが、日本では無職である。

b 私は、銀座で知り合った中国人から、ウィーチャットで連絡を取るようになり、書類に署名することを依頼され、実際に署名はしたが、別表2の順号18及び順号19の各商品は買い取ってもらっていないし、代金も受け取っていない。売却するような時計も持っていなかった。

c 私が本件輸販場に来場したかは覚えていないが、銀座から車で10分ぐらいのビルに連れて行かれた。

d 店舗の中には店員と思しき者がおり、私は、書類を渡され、氏名、住所、電話番号の記入と署名をするよう促された。また、旅券の提示を求められたため渡した。ただし、署名した時には、本件調査担当職員が提示した本件各買取承諾書兼依頼書に記載されている商品名や金額などは書かれていなかった。

e 私が連れて行かれた部屋は、商品は展示されておらず、テーブルと椅子のみで店舗には見えなかった。

f 私の来日時の所持金は300万円程度で、そのお金を生活費として使っている。過去に数十万円程度の指輪を購入したことがある。

C 及び の各申述の信用性について

の申述については、上記(ロ)のBの商品鑑定や価格・リスク負担等に係る交渉結果などが記載された書面等がなかったこととの客観的な事実とおおむね一致すること及び取引先である が請求人に不利益な申述を述べる動機も見当たらないことからすれば信用することができる。

また、 の各申述については、取引に至るまでの経緯は具体的で、本件輸販場における請求人との取引の際の状況も当事者しか知り得ない具体的な内容であり、特段、不自然、不合理な点も見当たらないことからすれば、

いずれも信用することができる。

ハ 当てはめ

(イ) 本件各仕入れについて

上記(1)のロの(イ)のとおり、請求人は、本件輸販場における取引について、インスタグラムやフェイスブックなどのSNSに請求人の広告及び商品情報の投稿を行い集客し、買取依頼者や購入希望者は投稿や口コミにより一部を除いて連絡なしで来店する事業形態であるところ、本件輸販場のビルの入り口や看板には、請求人が中古時計等を買取る旨の表示等はされていない一方で、上記ロの(イ)のとおり、本件各仕入商品は、全て仕入日の数日後に譲渡がなされており、また、同(ロ)のBのとおり、本件各仕入れに係る商品鑑定、価格交渉の経緯等が記載された書類等もない。

以上のことから、本件各仕入れは、事前取引が確定しているともうかがえることからすると、本件各譲渡を前提にした著しく不自然な取引と認められる。

(ロ) 本件各仕入先が真実の仕入先か否かについて

A について

上記ロの(ハ)のAのとおり、は、に係る本件請求書等及び本件各買取承諾書兼依頼書に関して、が請求人に各商品を売却した訳ではなくからの依頼によるものであり、高額な商品にもかかわらず、から指示された額で全て請求人に買取りがなされていると申述しており、同Cのとおり、の申述は信用できること、上記ロの(イ)のとおり、本件各仕入れが不自然な取引であることを踏まえると、は、が請求人に各商品を売却するに当たって名義を貸しているにすぎず、請求人の真実の仕入先ではないと認められる。

したがって、を仕入先とする取引について、請求人が保存する帳簿及び請求書等には、真実の仕入先の氏名又は名称が記載されているとは認められない。

B について

上記ロの(ハ)のBの(A)のb、同(B)のb、同(C)のb及び同(D)のbのとおり、は、知人の第三者又は不知の第三者に依頼され、本件各買取承諾書兼依頼書に署名及び旅券の提示はしているものの、商品の売却や代金のや

り取りは行っていないと申述しており、同Cのとおり、[]の申述は信用できること、また、上記(イ)のとおり、本件各仕入れが不自然な取引であることを踏まえると、[]は、知人の第三者又は不知の第三者が請求人に商品を売却するに当たって売却人としての名義を貸していたにすぎず、真実の仕入先ではないと認められる。

したがって、[]を仕入先とする取引について、請求人が保存する帳簿及び請求書等には、真実の仕入先の氏名又は名称が記載されているとは認められない。

(ハ) 請求人が保存する帳簿及び請求書等に記載された仕入先の氏名又は名称について、請求人がこれを真実と信ずべき相当の理由があったか否かについて

上記ロの(ロ)のAのとおり、請求人は、中古時計のロレックス等を仕入れる際に、シリアルナンバーの確認等を行っていないかつたところ、同(ハ)のAの(G)のとおり、[]は、[]からシリアルナンバーが同じ腕時計について、前日に売ったものと同じ商品の販売を依頼されたことがあったと[]が申述しており、請求人において、古物の売買をする者として、シリアルナンバーの確認等を行うことにより、高額な中古時計といった商品の一連の調達経緯等が通常の場合と異なることを認識することができたのであるから、[]が真実の仕入先であることに疑念を抱いてしかるべき事情があったと認められる。また、[]の取引に関しては、別表4のとおり、令和3年3月22日から同年4月12日までの22日間に計14回、1取引当たり180万円から2,000万円の取引（取引金額の合計額は1億円である。）と短期間かつ高額な現金による取引を複数回行っており、[]についても、単発かつ取引金額が1,450万円から2,800万円の高額な現金による取引であり、加えて、[]はいずれも職業を単なる「会社員」と申し出ていることからすると、その取引の相手方が真実の仕入先であることに疑いを生じさせる事情があったと認められる。

それにもかかわらず、本件各仕入れに関して、請求人は、上記1の(3)のトのとおり、運転免許証等や旅券といった身分証明書による本人確認を行うにとどまり、それ以上、取引の相手方の真実性等、取引全般について厳格な確認をせず、本件各仕入先から交付された請求書等及び本件各買取承諾書兼依頼書に記載された氏名又は名称が真実のものか確認しないまま、漫然と帳簿及び請求書

等を保存していたといわざるを得ない。

したがって、請求人の保存する帳簿及び請求書等に記載された仕入先の氏名又は名称について、請求人がこれを真実と信ずべき相当の理由があったとは認められない。

(二) 小括

上記(イ)及び(ロ)のとおり、本件各仕入れについて、請求人の保存する帳簿及び請求書等には、真実の仕入先の氏名又は名称が記載されているとは認められず、また、同(ハ)のとおり、請求人に相当の理由があるとは認められない。

したがって、消費税法第30条第7項の要件を満たす帳簿及び請求書等を保存していない場合に該当するため、請求人は、本件各仕入れに係る消費税額について仕入税額控除は認められない。

ニ 請求人の主張について

(イ) 請求人は、上記3の(2)の「請求人」欄のイの(イ)のとおり、事業者が真正な名義の請求書等であることを信じて仕入先から交付を受けたものであれば、仕入税額控除の要件を満たすものであり、課税仕入れに係る資産の真実の所有者であることまで求められていない旨主張する。

しかしながら、事業者において保存されている帳簿及び請求書等は、事業者がこれを真実と信ずべき相当の理由がない限り、課税仕入れの内容等とともに真実の仕入先の氏名又は名称を記載することが要求されていることは上記イのとおりである。

したがって、請求人の主張は採用できない。

(ロ) 請求人は、上記3の(2)の「請求人」欄のイの(ロ)及び(ハ)のとおり、
 ■との取引については、■の申述の信用性は低く、また、当該取引は、
 ■が委託を受けて譲渡を行ったものであることから、本件各仕入先は取引当事者として請求人との間で商行為として取引は成立している旨主張し、併せて、■からの仕入れについては、正体不詳の人物の依頼を受けていたとしても、■が請求人の店舗に来店している上、請求人は、法令に定める請求書等を保存していることから、仕入税額控除は認められる旨主張する。

しかしながら、上記ロの(ハ)のAのとおり、請求人と■との取引は、

飽くまでがから依頼されて名義を貸していたにすぎず、の名義である本件請求書等があったとしても、それが直ちにを真実の仕入先とする請求人ととの間の売買契約の成立といった取引の成立を意味するものではなく、そのほか、請求人ととの売買意思の合致といった売買契約の成立を示す証拠は認められないことから、請求人ととの間で売買契約の成立といった取引の成立は認められない。

また、上記口の(ハ)のBのとおり、は、知人の第三者又は不知の第三者とともに来店しており、商品及び代金の受渡しは、同行した当該知人の第三者又は不知の第三者が行っていたことを踏まえると、は、買取承諾書兼依頼書又は領収書に署名を行うといった名義貸しを行ったにすぎないものであり、上記の請求人ととの取引と同様に、請求人ととの取引においても、請求人と各々の売買意思の合致といった売買契約の成立を示す証拠は認められないため、請求人と各々の売買契約としての取引の成立があったと認めることはできない。

したがって、請求人の主張は採用できない。

(ハ) 請求人は、上記3の(2)の「請求人」欄の口のとおり、取引した相手を真実の仕入先と信じて取引したものであり、その者の背後に別の譲渡人が存在していたとしても、請求人はその事実を知り得ず、まして、原処分庁は請求人と仕入先との間で何らかの共謀・通謀の事実を明らかにしていない旨を主張し、また、請求人は、①商品情報をSNSに掲載し、買取強化中との周知を行っていること、②取扱商品は、回転率が高く、滞留期間がほとんどないこと、③買取承諾書兼依頼書に買取り時の状態を確認した欄がなかったとしても、それをもって取引を否定されるものではないこと、④全ての取扱商品について写真を残していること、⑤同業者仲間からこのブランドの商品は売れるなどの情報に基づき事業を開始し、SNS広告に自信があるのでリスクを感じず、仮に危なかったら、そのまま他店に目減りなく売却できる商品しか買取りしていないことを踏まえ、本件各仕入れに係る取引についての原処分庁の判断は著しく合理性を欠いている旨主張する。

しかしながら、上記ハの(ハ)のとおり、請求人において、取引の相手方が真実

の仕入先であることに疑いを生じさせる事情があったにもかかわらず、取引の相手方の真実性等、取引全般について厳格な確認をせず、漫然と帳簿及び請求書等を保存していたといわざるを得ないため、相当の理由があったとは認められないことにより、仕入税額控除が認められないこととなるものであり、また、当審判所のその判断は、請求人と仕入先との間での何らかの共謀・通謀の事実が明らかとなっているか否かにより左右されるものでもない。そのほか請求人が主張する点も、当審判所の上記判断を左右するものではない。

したがって、請求人の主張は採用できない。

(3) 本件各更正処分の適法性について

上記(1)のハの(ハ)及び(2)のハの(ニ)のとおり、本件各課税期間における本件各更正処分は、争点についてこれを取り消すべき理由はなく、これに基づき算出した本件各課税期間の納付すべき消費税額等の額は、当審判所においても本件各更正処分の額といずれも同額であると認められる。

また、本件各更正処分のその他の部分については、請求人は争わず、当審判所に提出された証拠資料等によっても、これを不相当とする理由は認められない。

したがって、本件各更正処分は適法である。

(4) 本件各賦課決定処分の適法性について

上記(3)のとおり、本件各更正処分はいずれも適法であり、本件各更正処分により納付すべき税額の計算の基礎となった事実が本件各更正処分前の税額の計算の基礎とされていなかったことについて、国税通則法第65条（令和4年法律第4号による改正前のもの）《過少申告加算税》第4項に規定する正当な理由があるとは認められない。そして、当審判所においても、本件各課税期間の過少申告加算税の額は、本件各賦課決定処分における過少申告加算税の額といずれも同額であると認められる。

したがって、本件各賦課決定処分はいずれも適法である。

(5) 結論

よって、審査請求は理由がないから、いずれも棄却することとし、主文のとおり裁決する。

別表1 本件購入者誓約書の記載内容

(単位：円)

順号	品名	譲渡年月日	名義人氏名	譲渡金額
1	クロムハーツ22Kフレアニューオッチブレスレット	令和3年4月10日		
2	クロムハーツ22Kペーパーチェーンネックレスパヴェダイヤ	令和3年4月13日		
3	クロムハーツ22KロザリオタイニーEネックレススタイニファットクロス			
4	クロムハーツ22Kクラシックチェーンウオッチブレスレット	令和3年4月27日		
5	クロムハーツ22Kペーパーチェーンパヴェダイヤモンド			
6	クロムハーツ22KK&T5パヴェダイヤモンド			
令和3年4月課税期間 計				
7	クロムハーツ22Kフレアニューオッチブレスレットハーフパヴェダイヤモンド	令和3年5月8日		
令和3年5月課税期間 計				
8	ロレックスデイトナRef:116500In	令和3年6月16日		
9	ロレックスサブマリーナデイトRef:116610LN			
10	ロレックスサブマリーナデイトRef:126613LN			
11	ロレックスヨットマスターRef:126622			
12	ロレックスオイスターパーペチュアルRef:114300			
13	ロレックスエクスペローラー1Ref:14270			
14	ロレックスエクスペローラー2Ref:216570			
15	ロレックスエクスペローラー2Ref:16570			
16	ロレックスデイトホワイトゴールドカスタームダイヤモンドクロムハーツ22KクラシックウオッチブレスパヴェダイヤモンドRef:1803	令和3年6月20日		
令和3年6月課税期間 計				
17	ゴローズ大イーグル	令和3年7月12日		
18	ゴローズ特大フェザー金爪OLDメタル			
19	ゴローズ全金特大フェザー			
20	ゴローズ全金ハート金縄TQ特大フェザー			
21	ロレックスサブマリーナグリーンベゼルRef:126610LV	令和3年7月20日		
22	ロレックスデイトナ白文字盤8PダイヤRef:116528			
23	リシャールミルパッパワトソンRef:RM055	令和3年7月26日		
24	ROLEXデイトナブラック116520	令和3年7月28日		
25	ROLEXデイトナ116503G			
26	ROLEXスカイデュエラー326934			
27	ROLEXデイトジャスト69178G			
28	ROLEXオイスターパーペチュアルデイト6917			
29	ROLEXデイトジュトスシャンパンゴールド16233G			

別表1 本件購入者誓約書の記載内容（続き）

（単位：円）

順号	品名	譲渡年月日	名義人氏名	譲渡金額
30	ROLEXデイトジャスト16233	令和3年7月28日		
31	ROLEXデイトジャスト10Pダイヤモンド			
32	ROLEXデイトジャスト69173			
令和3年7月課税期間 計				
33	CH22KフィリグリークロスXLパヴェダイヤモンド	令和3年8月13日		
34	CH22KフィリグリークロスXSパヴェダイヤモンド			
35	CH22Kペーパーチェーンネックレスパヴェダイヤモンド			
36	CH22Kセメタリーリングパヴェダイヤモンド			
37	CH22Kキーパーリングパヴェダイヤモンド			
38	ロレックスオイスターパーペチュアル Ref:67193	令和3年8月14日		
39	ロレックスデイトジャストRef:69173G			
40	ロレックスデイトジャストRef:69173G			
41	ロレックスデイトジャストRef:69173G			
42	ロレックスデイトジャストRef:69173G			
43	ロレックスデイトジャストRef:69173G			
44	ロレックスデイトジャストRef:69173G			
45	ロレックスデイトジャストRef:69173G			
46	ロレックスデイトジャストRef:69173			
47	ロレックスデイトジャストRef:69173			
48	ロレックスデイトジャストRef:69173			
49	ロレックスデイトジャストRef:69173			
50	ロレックスデイトジャストRef:69173			
51	ロレックスデイトジャストRef:69173			
52	ロレックスデイトジャストRef:69713			
53	ロレックスデイトジャストRef:69713			
54	ロレックスデイトジャストRef:69713			
55	ロレックスデイトジャストRef:69713			
56	ロレックスデイトジャストRef:69713G			
57	ロレックスデイトジャストRef:69713G			
58	ロレックスデイトジャストRef:69173G			
59	ウブロクラシックフィュージョンパヴェダイヤ Ref:525NX0170LR			
60	ハリーウィンストンウィンストンオーシャン バイレトログラードRef:OCEAB136WW049			
61	CH22Kベイビーファットクロスパヴェダイヤ			
62	CH22Kタイニーファットクロスパヴェダイヤ			
令和3年8月課税期間 計				

別表1 本件購入者誓約書の記載内容(続き)

(単位:円)

順号	品名	譲渡年月日	名義人氏名	譲渡金額
63	ゴローズ全金イーグルメタル全金額ブレスレット	令和3年12月30日		
64	クロムハーツ22Kローラーペンダントチャームパヴェダイヤ			
65	クロムハーツ22Kキーパーリングパヴェダイヤ			
66	クロムハーツ22Kフローラルリングパヴェダイヤ			
67	クロムハーツ22Kツイストチェーン24inch			
68	クロムハーツ22Kダブルダガーペンダントトップパヴェダイヤ			
69	クロムハーツ22Kペーパーチェーンネックレスパヴェダイヤ45inch			
令和3年12月課税期間 計				
70	ゴローズ全金特大フェザーイーグルメタル付平打ちバングル	令和4年1月20日		
71	ゴローズ全金ホイールフック太角チェーンネックレスセット			
72	ゴローズ上金金縄ターコイズ付特大フェザートップ右			
73	ゴローズ上金金縄ターコイズ付特大フェザートップ左			
74	ゴローズ全金ハートホイールフェザートップS			
75	ゴローズ全金フェザートップS	令和4年1月27日		
76	ゴローズ上金金縄ターコイズ付き全金特大フェザーネックレストップ			
77	ゴローズ上金全金特大フェザーネックレストップ	令和4年1月31日		
78	ゴローズ全金金縄ターコイズ付きグラスチャーム			
79	ゴローズ全金平打ちリング			
令和4年1月課税期間 計				
80	ゴローズプラチナハート付き全金特大フェザーネックレストップ	令和4年2月4日		
令和4年2月課税期間 計				

別表2 本件各買取承諾書兼依頼書の記載内容

(単位：円)

順号	品名等	仕入日	仕入先名義	仕入金額合計 (税込金額)
1	BACKES&STRAUSS リージェントコレクション ンパケットダイヤRE4452MABAG WG NO: 000	令和3年3月22日		
2	クロムハーツ22Kウオッチプレスフレア ニー全パヴェダイヤ	令和3年3月23日		
3	クロムハーツ22kKペーパーチェーンパ ヴェダイヤモンド			
4	クロムハーツ22kKフィリグリークロスXL	令和3年3月27日		
5	クロムハーツ22kKロザリオネックレス タイニーファットクロス			
6	クロムハーツ22kKフィリグリークロスXS パヴェダイヤモンド			
7	クロムハーツ22kKケルティックローラー ペンダントパヴェダイヤ	令和3年3月29日		
8	クロムハーツ22kROLEXデイトナ116528ウ オッチプレスフレアニーーフパヴェダ イヤモンドM167359			
令和3年3月課税期間 計				
9	クロムハーツ22kペーパーチェーンネッ レスパヴェダイヤモンド	令和3年4月6日		
10	クロムハーツ22Kダブルダガーペンダント パヴェダイヤモンド			
11	クロムハーツ22Kストリートリンクケツパ ヴェダイヤモンド			
12	クロムハーツ22Kロザリオタイニーファッ トネックレスパヴェダイヤ			
13	クロムハーツ22kフレアニーウオッチブレ スレット	令和3年4月9日		
14	クロムハーツ22kペーパーチェーン ネット レスパヴェダイヤモンド	令和3年4月12日		
15	クロムハーツ22kロザリオタイニーEネッ クレスタイニーファットクロス			
令和3年4月課税期間 計				
16	クロムハーツ22Kフレアニーウオッチブレ スレットーフパヴェダイヤモン	令和3年5月6日		
令和3年5月課税期間 計				
17	リシャールミルオートマチックフライ バッククロノグラフフェリペマッサTスケ ルトン文字盤自動巻ラバー/替ラバー Ref: RM011	令和3年8月5日		
18	ロレックスデイトナボールニューマンシ ルパー文字盤Ref: 6263	令和3年8月15日		
19	リシャールミルオートマチック18Kホワイ トゴールドRef: RM023AN WG			
令和3年8月課税期間 計				

別表3 審査請求に至る経緯

(単位：円)

課税期間	区分		確定申告	更正処分等
	項目			
令和3年3月課税期間	年 月 日 等		法定申告期限内	令和5年4月26日付
	消費税	課税標準額		
		消費税額		
		控除対象仕入税額		
	税	納付すべき消費税額		
	地方消費税	課税標準となる消費税額		
		納付すべき地方消費税額		
過少申告加算税				
令和3年4月課税期間	年 月 日 等		法定申告期限内	令和5年4月26日付
	消費税	課税標準額		
		消費税額		
		控除対象仕入税額		
	税	納付すべき消費税額		
	地方消費税	課税標準となる消費税額		
		納付すべき地方消費税額		
過少申告加算税				
令和3年5月課税期間	年 月 日 等		法定申告期限内	令和5年4月26日付
	消費税	課税標準額		
		消費税額		
		控除対象仕入税額		
	税	納付すべき消費税額		
	地方消費税	課税標準となる消費税額		
		納付すべき地方消費税額		
過少申告加算税				

別表3 審査請求に至る経緯（続き）

（単位：円）

課税期間	区分		確定申告	更正処分等
	項目			
令和3年6月課税期間	年 月 日 等		令和3年7月12日	令和5年4月26日付
	消費税	課税標準額		
		消費税額		
		控除対象仕入税額		
	税	納付すべき消費税額		
		課税標準となる消費税額		
	地方消費税	納付すべき地方消費税額		
	過少申告加算税			
令和3年7月課税期間	年 月 日 等			
	消費税	課税標準額		
		消費税額		
		控除対象仕入税額		
	税	納付すべき消費税額		
		課税標準となる消費税額		
	地方消費税	納付すべき地方消費税額		
	過少申告加算税			
令和3年8月課税期間	年 月 日 等			
	消費税	課税標準額		
		消費税額		
		控除対象仕入税額		
	税	納付すべき消費税額		
		課税標準となる消費税額		
	地方消費税	納付すべき地方消費税額		
	過少申告加算税			

別表3 審査請求に至る経緯(続き)

(単位:円)

課税期間	区分		確定申告	更正処分等
	項目			
令和3年12月課税期間	年 月 日 等		法定申告期限内	令和5年4月26日付
	消費	課税標準額		
		消費税額		
	税	控除対象仕入税額		
		納付すべき消費税額		
	地方消費税	課税標準となる消費税額		
		納付すべき地方消費税額		
	過少申告加算税			
令和4年1月課税期間	年 月 日 等			
	消費	課税標準額		
		消費税額		
	税	控除対象仕入税額		
		納付すべき消費税額		
	地方消費税	課税標準となる消費税額		
		納付すべき地方消費税額		
	過少申告加算税			
令和4年2月課税期間	年 月 日 等			
	消費	課税標準額		
		消費税額		
	税	控除対象仕入税額		
		納付すべき消費税額		
	地方消費税	課税標準となる消費税額		
		納付すべき地方消費税額		
	過少申告加算税			

(注) [REDACTED]

別表4 本件各譲渡商品（別表1）に対応する仕入及び本件各仕入れ（別表2）に対応する譲渡

(単位：円)

順号	別表1の順号	別表2の順号	仕入日	仕入金額	仕入先名義	譲渡日	譲渡金額	名義人氏名
1	/	1	令和3年3月22日			令和3年3月23日		個人a
2	/	2	令和3年3月23日			令和3年3月24日		個人b
3	/	3	令和3年3月23日			令和3年3月24日		個人b
4	/	4	令和3年3月27日			令和3年3月28日		個人c
5	/	5	令和3年3月27日			令和3年3月28日		個人c
6	/	6	令和3年3月27日			令和3年3月28日		個人c
7	/	7	令和3年3月27日			不明		不明
8	/	8	令和3年3月29日			令和3年3月30日		個人d
9	/	9	令和3年4月6日			令和3年4月8日		個人e
10	/	10	令和3年4月6日			令和3年4月8日		個人e
11	/	11	令和3年4月6日			令和3年4月8日		個人e
12	/	12	令和3年4月6日			令和3年4月8日		個人e
13	1	13	令和3年4月9日			令和3年4月10日		
14	2	14	令和3年4月12日			令和3年4月13日		
15	3	15	令和3年4月12日			令和3年4月13日		
16	4	/	令和3年4月24日		個人A	令和3年4月27日		
17	5	/	令和3年4月24日		個人A	令和3年4月27日		
18	6	/	令和3年4月24日		個人A	令和3年4月27日		
19	7	16	令和3年5月6日			令和3年5月8日		
20	8	/	令和3年6月15日		個人B	令和3年6月16日		
21	9	/	令和3年6月15日		個人B	令和3年6月16日		
22	10	/	令和3年6月15日		個人B	令和3年6月16日		
23	11	/	令和3年6月15日		個人B	令和3年6月16日		
24	12	/	令和3年6月15日		個人B	令和3年6月16日		
25	13	/	令和3年6月15日		個人B	令和3年6月16日		

別表4 本件各譲渡商品（別表1）に対応する仕入及び本件各仕入れ（別表2）に対応する譲渡（続き）

（単位：円）

順号	別表1 の順号	別表2 の順号	仕入日	仕入金額	仕入先名義	譲渡日	譲渡金額	名義人氏名
26	14	/	令和3年6月15日		個人B	令和3年6月16日		
27	15	/	令和3年6月15日		個人B	令和3年6月16日		
28	16	/	令和3年6月19日		個人C	令和3年6月20日		
29	17	/	令和3年7月10日		個人D	令和3年7月12日		
30	18	/	令和3年7月10日		個人D	令和3年7月12日		
31	19	/	令和3年7月10日		個人D	令和3年7月12日		
32	20	/	令和3年7月10日		個人D	令和3年7月12日		
33	21	/	令和3年7月19日		個人D	令和3年7月20日		
34	22	/	令和3年7月19日		個人D	令和3年7月20日		
35	23	/	令和3年7月24日		個人E	令和3年7月26日		
36	24	/	令和3年7月26日		個人F	令和3年7月28日		
37	25	/	令和3年7月26日		個人F	令和3年7月28日		
38	26	/	令和3年7月26日		個人F	令和3年7月28日		
39	27	/	令和3年7月26日		個人F	令和3年7月28日		
40	28	/	令和3年7月26日		個人F	令和3年7月28日		
41	29	/	令和3年7月26日		個人F	令和3年7月28日		
42	30	/	令和3年7月26日		個人F	令和3年7月28日		
43	31	/	令和3年7月26日		個人F	令和3年7月28日		
44	32	/	令和3年7月26日		個人F	令和3年7月28日		
45	/	17	令和3年8月5日			令和3年8月6日		個人f
46	33	/	令和3年8月12日		個人G	令和3年8月13日		
47	34	/	令和3年8月12日		個人G	令和3年8月13日		
48	35	/	令和3年8月12日		個人G	令和3年8月13日		
49	36	/	令和3年8月12日		個人G	令和3年8月13日		
50	37	/	令和3年8月12日		個人G	令和3年8月13日		

別表4 本件各譲渡商品（別表1）に対応する仕入及び本件各仕入れ（別表2）に対応する譲渡（続き）

（単位：円）

順号	別表1 の順号	別表2 の順号	仕入日	仕入金額	仕入先名義	譲渡日	譲渡金額	名義人氏名
51	38		令和3年8月13日		個人G	令和3年8月14日		
52	39		令和3年8月13日		個人G	令和3年8月14日		
53	40		令和3年8月13日		個人G	令和3年8月14日		
54	41		令和3年8月13日		個人G	令和3年8月14日		
55	42		令和3年8月13日		個人G	令和3年8月14日		
56	43		令和3年8月13日		個人G	令和3年8月14日		
57	44		令和3年8月13日		個人G	令和3年8月14日		
58	45		令和3年8月13日		個人G	令和3年8月14日		
59	46		令和3年8月13日		個人G	令和3年8月14日		
60	47		令和3年8月13日		個人G	令和3年8月14日		
61	48		令和3年8月13日		個人G	令和3年8月14日		
62	49		令和3年8月13日		個人G	令和3年8月14日		
63	50		令和3年8月13日		個人G	令和3年8月14日		
64	51		令和3年8月13日		個人G	令和3年8月14日		
65	52		令和3年8月13日		個人G	令和3年8月14日		
66	53		令和3年8月13日		個人G	令和3年8月14日		
67	54		令和3年8月13日		個人G	令和3年8月14日		
68	55		令和3年8月13日		個人G	令和3年8月14日		
69	56		令和3年8月13日		個人G	令和3年8月14日		
70	57		令和3年8月13日		個人G	令和3年8月14日		
71	58		令和3年8月13日		個人G	令和3年8月14日		
72	59		令和3年8月13日		個人G	令和3年8月14日		
73	60		令和3年8月13日		個人G	令和3年8月14日		
74	61		令和3年8月13日		個人G	令和3年8月14日		
75	62		令和3年8月13日		個人G	令和3年8月14日		

別表4 本件各譲渡商品（別表1）に対応する仕入及び本件各仕入れ（別表2）に対応する譲渡（続き）

（単位：円）

順号	別表1 の順号	別表2 の順号	仕入日	仕入金額	仕入先名義	譲渡日	譲渡金額	名義人氏名
76	/	18	令和3年8月15日			令和3年8月16日		個人g
77	/	19	令和3年8月15日			令和3年8月16日		個人g
78	63	/	令和3年10月20日		個人D	令和3年12月30日		
79	64	/	令和3年10月18日		個人H	令和3年12月30日		
80	65	/	令和3年10月18日		個人H	令和3年12月30日		
81	66	/	令和3年10月18日		個人H	令和3年12月30日		
82	67	/	令和3年10月18日		個人H	令和3年12月30日		
83	68	/	令和3年10月18日		個人H	令和3年12月30日		
84	69	/	令和3年10月18日		個人H	令和3年12月30日		
85	70	/	令和4年1月17日		個人I	令和4年1月20日		
86	71	/	令和4年1月17日		個人I	令和4年1月20日		
87	72	/	令和4年1月17日		個人I	令和4年1月20日		
88	73	/	令和4年1月17日		個人I	令和4年1月20日		
89	74	/	令和4年1月17日		個人I	令和4年1月20日		
90	75	/	令和4年1月17日		個人I	令和4年1月20日		
91	76	/	令和4年1月25日		個人J	令和4年1月27日		
92	77	/	令和4年1月28日		個人G	令和4年1月31日		
93	78	/	令和4年1月28日		個人G	令和4年1月31日		
94	79	/	令和4年1月28日		個人G	令和4年1月31日		
95	80	/	令和4年2月2日		個人K	令和4年2月4日		

（注1）表中の網掛け部分は、別表1又は別表2に記載された取引に対応する部分を示す。

（注2）「名義人氏名」欄及び「仕入先名義」欄には、それぞれ別表1の「名義人氏名」欄及び別表2の「仕入先名義」欄に記載の名称を表記しており、個人Aないし個人K及び個人aないし個人gは、別表1及び別表2に記載がない取引先を示す。

別紙

- 1 消費税法第8条（令和4年法律第4号改正前のもの。以下同じ。）《輸出物品販売場における輸出物品の譲渡に係る免税》第1項は、同条第6項に規定する輸出物品販売場を経営する事業者が、外国為替及び外国貿易法第6条《定義》第1項第6号に規定する非居住者（以下「非居住者」という。）に対し、政令で定める物品で輸出するため政令で定める方法により購入されるものの譲渡を行った場合には、当該物品の譲渡については、消費税を免除する旨規定している。
- 2 消費税法第30条（平成28年法律第15号による改正前のもの。以下同じ。）《仕入れに係る消費税額の控除》第1項第1号は、事業者が国内において課税仕入れを行った場合は、当該課税仕入れを行った日の属する課税期間の課税標準額に対する消費税額から、当該課税期間中に国内において行った課税仕入れに係る消費税額を控除する旨規定している（以下、同項に規定する控除を「仕入税額控除」という。）。
- 3 消費税法第30条第7項本文は、同条第1項の規定は、事業者が当該課税期間の仕入税額控除に係る帳簿及び請求書等を保存しない場合には、当該保存がない課税仕入れに係る消費税額については適用しない旨規定している。
- 4 消費税法第30条第8項第1号は、同条第7項に規定する帳簿とは、次に掲げる事項が記載されているものをいう旨規定している。
 - (1) 課税仕入れの相手方の氏名又は名称
 - (2) 課税仕入れを行った年月日
 - (3) 課税仕入れに係る資産又は役務の内容
 - (4) 消費税法第30条第1項に規定する課税仕入れに係る支払対価の額
- 5 消費税法第30条第9項第1号は、同条第7項に規定する請求書等とは、事業者に対し課税資産の譲渡等を行う他の事業者（当該課税資産の譲渡等が卸売市場においてせり売又は入札の方法により行われるものその他の媒介又は取次ぎに係る業務を行う者を介して行われるものである場合には、当該媒介又は取次ぎに係る業務を行う者）が、当該課税資産の譲渡等につき当該事業者に交付する請求書、納品書その他これらに類する書類で次に掲げる事項が記載されているものをいう旨規定している。
 - (1) 書類の作成者の氏名又は名称
 - (2) 課税資産の譲渡等を行った年月日
 - (3) 課税資産の譲渡等に係る資産又は役務の内容

- (4) 課税資産の譲渡等の対価の額
- (5) 書類の交付を受ける当該事業者の氏名又は名称
- 6 消費税法第30条第9項第2号は、同条第7項に規定する請求書等とは、事業者が行った課税仕入れにつき作成する仕入明細書、仕入計算書その他これらに類する書類で次に掲げる事項が掲載されているもの（当該書類に記載されている事項につき、当該課税仕入れの相手方の確認を受けたものに限る。）をいう旨規定している。
- (1) 書類の作成者の氏名又は名称
- (2) 課税仕入れの相手方の氏名又は名称
- (3) 課税仕入れを行った年月日（課税期間の範囲内で一定の期間内に行った課税仕入れにつきまとめて当該書類を作成する場合には、当該一定の期間）
- (4) 課税仕入れに係る資産又は役務の内容
- (5) 消費税法第30条第1項に規定する課税仕入れに係る支払対価の額
- 7 消費税法施行令第18条（令和3年9月30日までの譲渡に係るものは、平成30年政令第135号による改正前のもの、同年10月1日以降の譲渡に係るものは令和4年政令第139号による改正前のもの。なお、平成30年政令第135号は、施行日が令和2年4月1日であるが、消費税法施行令等の一部を改正する政令（平成30年政令第135号）附則第4条《輸出物品販売場で行う免税販売手続等に関する経過措置》第3項において、市中輸出物品販売場を営業者が行う免税販売手続は、令和2年4月1日から令和3年9月30日までの間は、なお従前の例によることができ旨規定している。）《輸出物品販売場で譲渡する物品の範囲、手続等》第1項は、消費税法第8条第1項に規定する政令で定める物品は、次に掲げる物品以外の物品（以下「免税対象物品」という。）とする旨規定している。
- (1) 金又は白金の地金その他通常生活の用に供しないもの
- (2) 通常生活の用に供する物品のうち食品類、飲料類、薬品類、化粧品類その他の消耗品（以下「消耗品」という。）に該当するものであって、その非居住者に対して、同一の輸出物品販売場において同一の日に譲渡する当該消耗品の譲渡に係る対価の額の合計額が50万円を超えるもの
- 8 消費税法施行令第18条第2項（平成30年政令第135号による改正前のもの）柱書及び同項第1号は、消費税法第8条第1項に規定する政令で定める方法は、同項各号に定める方法とする旨規定し、同項第1号は、非居住者で輸出物品販売場（同項第4号に規定

する基地内輸出物品販売場を除く。以下「市中輸出物品販売場」という。)において免税対象物品のうち消耗品以外のもの(以下「一般物品」という。)を購入する者が、その購入の際、次に掲げる要件の全てを満たして当該一般物品の引渡しを受ける方法を規定し、その要件については要旨、同項第1号イにおいて、その所持する旅券等を当該市中輸出物品販売場を営業者に提示し、かつ、これに購入の事実を掲載した書類の貼付けを受けるとともに、当該旅券等と当該書類との間に割り印を受けること、同号ロにおいて、当該一般物品をその購入後において輸出する旨を誓約する書類を当該市中輸出物品販売場を営業者に提出すること、同号ハにおいて、当該市中輸出物品販売場において同一の日に購入する当該一般物品に係る対価の額の合計額が100万円を超える場合には、その所持する旅券の番号並びに当該一般物品を購入する非居住者の氏名、生年月日、性別及び国籍が印字された部分の写しを当該市中輸出物品販売場を営業者に提出することをそれぞれ掲げている。

- 9 消費税法施行令第18条第2項(令和4年政令第139号による改正前のもの)柱書及び同項第1号は、消費税法第8条第1項に規定する政令で定める方法は、非居住者で市中輸出物品販売場において一般物品を購入する者が、その購入の際、次に掲げる要件の全てを満たして当該一般物品の引渡しを受ける方法を規定し、その要件については要旨、同号イにおいて、その所持する旅券等を当該市中輸出物品販売場を営業者に提示すること、同号ロにおいて、その所持する旅券等に記載された情報を当該市中輸出物品販売場を営業者に提供することをそれぞれ掲げている。
- 10 外国為替及び外国貿易法第6条第1項第5号は、居住者とは、本邦内に住所又は居所を有する自然人をいう旨、同項第6号は、非居住者とは、居住者以外の自然人をいう旨それぞれ規定している。